

## 岡山市美しいまちづくり，快適なまちづくり条例巡回啓発の手引き

### 1 はじめに

岡山市では、平成19年4月1日より「美しいまちづくり，快適なまちづくり条例」を施行し、同年9月3日に岡山駅・表町周辺を「美化推進重点区域」、「路上喫煙制限区域」として指定しています。

### 2 区域の意味

#### (1) 美化推進重点区域

市内全域でポイ捨てを禁止していますが、美しいまちづくりを特に推進するため、重点的に啓発活動、美化活動などを行う区域です。

#### (2) 路上喫煙制限区域

区域内の道路・公園等の公共の場所での喫煙が禁止されます。携帯灰皿を持っていても同様です。ただし、区域内であっても、コンビニの敷地やクレドビル前広場などの私有地での喫煙は禁止されません。また、区域内の公共の場所であっても、指定喫煙場所（別紙2参照）での喫煙は可能です。

### 3 巡回啓発業務の内容

#### (1) 携行する物

啓発用ベスト、帽子、携帯用吸い殻入れ

#### (2) 啓発内容

##### ① ごみをポイ捨てした人を発見した場合

ポイ捨てした物をごみ箱に入れるか持ち帰りするよう促し、区域の趣旨を説明してください。

ただし、啓発員には命令する権限や強制力はないので、指導に従わない場合でも無理強いはしないでください。

##### ② 区域内の公共の場所の指定喫煙場所以外の場所での喫煙者を発見した場合

(ア) この区域は、路上喫煙制限区域であり、指定喫煙場所以外では喫煙できないことを告げ、携帯用吸い殻入れを渡し、路上喫煙を止めてもらってください。

(イ) 私有地の灰皿を利用しての喫煙は制限がありませんが、喫煙者が歩道上に出て喫煙している場合は、私有地内で喫煙するよう促してください。

(ウ) 指導に従わない場合でも、無理強いはしないでください。

##### ③ 吸い殻入れを渡した場合は、その日の配布個数を作業報告書（別紙4-1）へ記載してください。

#### (3) 巡回ルート

指定した区域内から、通行量が多く、路上喫煙者が多いと思われる街路を選択して、巡回してください。作業報告書（別紙4-1）へ巡回ルートを記載してください。